

甲賀市指定給水装置工事事業者指定(変更)の申請書類一覧チェック表

提出書類 変更事項		変更届	定款又は 寄附行為	登記簿の 謄本	住民票の 写し	誓約書	給水装置工 事主任技術 者選任・解 任届出書	給水装置工 事主任技術 者免状の写 し(選任者)	旧の 指定証	提出者 チェック欄
( 1 ) 甲賀市の給水区域で給水装置工事を 行う事業所の名称及び当該事業所の所在地	法人	○	○	○					○	
	個人	○			○				○	
( 2 ) 氏名又は名称及び住所並びに法人に あつては、その代表者	法人	○	○	○					○	
	個人	○			○				○	
( 3 ) 法人における、役員		○		○		○				
( 4 ) 主任技術者の氏名又は主任技術者が 交付を受けた給水装置工事主任技術者免状 の交付番号							○	○		

☆水道法施行規則第34条第2項の規定により、上記(1)～(3)に該当する変更のあった日から30日以内に提出しなければなりません。

☆業務を廃止・休止又は再開される場合は指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書および指定証(廃止・休止の場合)の提出をお願いします。  
 廃止・休止・再開については、水道法施行規則第35条の規定に基づき、廃止または休止の日から30日以内に、再開したときは、当該再開の日から10日以内に提出しなければなりません。

☆個人事業者が法人化する場合は、変更手続きではなく、法人新規指定申請の手続きを要します。